

特定家畜人工授精用精液等とその家畜人工授精用精液証明書等の
一体的な取り扱いの確実な実施について

- 1 特定家畜人工授精用精液等の保存時の区分管理の徹底について
家畜人工授精所の開設者は、以下に留意した上で適正に保存することを徹底すること。
 - (1) 家畜人工授精用精液
家畜改良増殖法第 32 条の 2 第 1 項に定める特定家畜人工授精用精液等のうち、家畜人工授精用精液については、種雄牛や採取年月日が異なるものと取り違えが起こらないよう、これらの生産ロット毎に仕切板等（ケインや角形キャニスター等を含む。以下同じ。）を活用した区分管理を徹底すること。
 - (2) 家畜体内（体外）受精卵
特定家畜人工授精用精液等のうち、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵については、供卵牛・交配種雄牛及び受精卵生産年月日が異なるものと取り違えが起こらないよう、これらの生産ロット毎に、仕切板等を活用した区分管理を徹底すること。
- 2 特定家畜人工授精用精液等を譲渡する際の確認の徹底について
家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等を譲渡する際、その家畜人工授精用証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書（以下「証明書」という。）について、採取年月日等が当該特定家畜人工授精用精液等と異なる証明書を添付することの防止を徹底するため、以下の対策を講ずること。
 - ① 特定家畜人工授精用精液等である家畜人工授精用精液を譲渡する際は、種雄牛毎に、可能な限り同じ採取年月日のものを譲渡すること。
 - ② 特定家畜人工授精用精液等を譲渡する際は、譲渡者と譲受者の双方で、その特定家畜人工授精用精液等を収めた容器（以下「ストロー」という。）の表示事項と証明書の記載内容について一致することを確認すること。また、必要に応じて、当該特定家畜人工授精用精液等の納品書に双方が一致を確認したことを記入するチェック欄を設けるなどにより、確認の徹底を図ること。
- 3 定期的な特定家畜人工授精用精液等と証明書の管理状況の確認について
家畜人工授精所の開設者は、自らの家畜人工授精所が所有する特定家畜人工授精用精液等とその証明書の整合性の確保を徹底するため、定期的に、棚卸やストローの表示事項と証明書の突合を行うとともに、証明書は使用済みと未使用を区分管理し、必要な時に速やかに照合できるよう適切に管理することを徹底すること。
- 4 ストローの表示事項を確認する方法に関する留意事項
2 の②の特定家畜人工授精用精液等を譲渡する際や 3 の定期的な特定家畜人工授精用精液等と証明書の管理状況の確認に当たり、そのストローの表示事項を確認する際は、特定家畜人工授精用精液等の品質の低下を招くことのないよう、ステンレス製の専用容器や肉厚な発泡スチロール箱等に液体窒素を満たし、その中で確認する等、適切な温度管理を行うこと。

家畜人工授精業務等に関する相談窓口の設置について

1 目的

家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律に関する各種相談に対応し、適切な情報を提供することで、家畜人工授精業務等の適正な実施や特定家畜人工授精用精液等の知的財産としての価値の保護を図ります。

2 開設場所 及び 連絡先

農林水産省 生産局 畜産部 畜産振興課 家畜遺伝資源管理保護室

【代表：03-3502-8111】（内線 4913）

北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課

【代表：011-330-8807】（内線 420・421）

東北農政局 生産部 畜産課

【代表：022-263-1111】（内線 4188）

関東農政局 生産部 畜産課

【代表：048-600-0600】（内線 3151）

北陸農政局 生産部 畜産課

【代表：076-263-2161】（内線 3345）

東海農政局 生産部 畜産課

【代表：052-201-7271】（内線 2434）

近畿農政局 生産部 畜産課

【代表：075-451-9161】（内線 2333）

中国四国農政局 生産部 畜産課

【代表：086-224-4511】（内線 2142）

九州農政局 生産部 畜産課

【代表：096-211-9111】（内線 4449・4454）

沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 畜産振興室

【代表：098-866-0031】（直通 098-866-1653）